

## 議案第136号

### 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第4条ただし書中「100分の172.5」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第7条第1項中「これら基準日前1箇月」を「これらの基準日前1か月」に改め、同条第2項中「及び12月10日に支給する場合においては100分の172.5」を「に支給する場合においては100分の172.5、12月10日に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の175」に改める。

第7条第2項中「に支給する場合においては100分の172.5、12月10日に支給する場合においては100分の177.5」を「及び12月10日に支給する場合においては100分の175」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月19日 提出

安曇野市長職務代理者

安曇野市副市長 中山 栄樹

議案第137号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第3項中「を超える職員に関する」を「に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に対する」に改める。

第11条第4項中「月の1日」を「月の初日」に改める。

第12条第2項中「の調整額表に定める」を「に規定する」に改める。

第17条の2中「16,000円」を「1万6,000円」に改める。

第17条の3第1号中「27,000円」を「2万7,000円」に、「16,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2号中「27,000円」を「2万7,000円」に、「17,000円」を「1万7,000円」に、「11,000円」を「1万1,000円」に改める。

第17条の4第2項中「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第19条第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第20条第2項中「前項の」を「同項の」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「の規定」を加える。

第25条第2項中「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第3項中「1月」を「1か月」に改め、同条第4項及び第5項中「規則で」を「市長が」に改める。

第26条第1項中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等（以下）を「これらを」に、「年末年始の休日等」を「これらを「年末年始の休日等」に改める。

第26条の2中「当り」を「当たり」に、「夜間勤務手当て」を「夜間勤務手当」に改める。

第27条第2項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第32条第1項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12

月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを、「100分の60」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とを加える。

第32条の3第4項中「昭和37年法律第160号）第14条第1項本文」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第34条第1項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5」に、「100分の125）を」を「100分の127.5）を」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合においては100分の52.5」に、「100分の60）を」を「100分の62.5）を」に改め、同条第3項中「同項」を「第32条第4項」に改める。

第36条第1項第1号中「あって、」の次に「扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「（以下この号において「扶養親族」という。）のある」を「をいう。以下この号において同じ。）を有する」に改め、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第38条第4項中「第31条の」を「同条の」に改め、同条第5項中「、第31条」を「第31条」に、「、第38条第4項」を「第38条第4項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100

外の職員	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700	497, 000
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600	
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100	
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100	
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400	
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700	
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	

	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			

79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						

	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額							
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	

別表第2中「安曇野市の」を削る。

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で」に改め、同号アからスまでを削る。

第21条中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあっては、その翌月）」を加える。

第32条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第34条第1項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に

支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に改める。

第5条第2項中「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第4条 安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月19日 提出

安曇野市長職務代理者

安曇野市副市長 中山 栄樹

## 議案第138号

### 安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例（令和元年安曇野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「前各項」を「前3項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和7年度におけるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関する読み替え）

3 令和7年度におけるパートタイム会計年度任用職員（第7条に規定するパートタイム会計年度任用職員のうち、令和7年11月30日までに退職し、若しくは死亡したもの又は日額若しくは時間額により報酬が定められたものに限る。）の通勤に係る費用弁償の支給については、第17条中「給与条例第18条から第23条」とあるのは、「安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年安曇野市条例第●号）による改正前の給与条例第18条から第23条」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

号俸	給料月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500

16	218, 200
17	219, 400
18	221, 000
19	222, 600
20	224, 100
21	225, 600
22	227, 200
23	228, 800
24	230, 400
25	232, 000
26	233, 700
27	235, 000
28	236, 300
29	237, 600
30	238, 700
31	239, 800
32	240, 900
33	242, 000
34	242, 900
35	243, 800
36	244, 800
37	245, 800
38	246, 700
39	247, 600
40	248, 400
41	249, 200
42	249, 900
43	250, 500
44	251, 100
45	251, 800
46	252, 400
47	253, 000
48	253, 600
49	254, 100
50	254, 700
51	255, 300

52	255, 800
53	256, 200
54	256, 600
55	256, 900
56	257, 200
57	257, 500
58	257, 800
59	258, 100
60	258, 400
61	258, 700
62	259, 000
63	259, 300
64	259, 600
65	259, 900
66	260, 200
67	260, 500
68	260, 800
69	261, 100
70	261, 400
71	261, 700
72	262, 000
73	262, 300
74	262, 600
75	262, 900
76	263, 200
77	263, 500
78	263, 800
79	264, 100
80	264, 400
81	264, 700
82	265, 000
83	265, 300
84	265, 600
85	265, 900
86	266, 200
87	266, 500

88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給料等の内払)

2 改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、改正前の安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給料等は、改正後の会計年度任用職員条例の規定による給料等の内払とみなす。

##### (経過措置)

3 安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例第7条に規定するパートタイム会計年度任用職員のうち、この条例の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、若しくは死亡したもの又は日額若しくは時間額により報酬が定められたものに係る報酬の額の算定については、令和8年3月31日までの間は、改正後の会計年度任用職員条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年12月19日 提出

安曇野市長職務代理者

安曇野市副市長 中山 栄樹

令和 7 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度安曇野市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 554,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,934,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

安曇野市長職務代理者  
安曇野市副市長 中山 栄樹

# 第 1 表 締入締出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,709,582	303,284	7,012,866
	2 国庫補助金	2,567,133	303,284	2,870,417
19 繰入金		3,966,525	250,716	4,217,241
	2 基金繰入金	3,964,890	250,716	4,215,606
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		42,703,893	0	42,703,893
歳 入 合 計		53,380,000	554,000	53,934,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,437,934	130,443	6,568,377
	1 総務管理費	5,405,769	48,197	5,453,966
	2 徴税費	537,408	5,873	543,281
	3 戸籍住民基本台帳費	228,472	6,010	234,482
	4 選挙費	191,328	69,623	260,951
	6 監査委員費	26,842	740	27,582
3 民生費		18,899,079	363,491	19,262,570
	1 社会福祉費	9,895,416	7,846	9,903,262
	2 児童福祉費	8,056,962	354,665	8,411,627
	3 生活保護費	945,851	980	946,831
4 衛生費		3,402,223	14,213	3,416,436
	1 保健衛生費	2,528,866	14,019	2,542,885
	2 清掃費	813,995	194	814,189
5 労働費		61,964	10	61,974
	1 労働費	61,964	10	61,974
6 農林水産業費		2,178,944	5,057	2,184,001
	1 農業費	1,159,941	2,730	1,162,671
	2 林業費	497,498	1,507	499,005
	3 耕地費	521,320	820	522,140
7 商工費		2,883,861	1,799	2,885,660
	1 商工費	2,883,861	1,799	2,885,660
8 土木費		6,228,417	7,927	6,236,344
	1 土木管理費	248,175	6,640	254,815
	2 道路橋梁費	2,582,012	1,287	2,583,299
9 消防費		1,715,521	978	1,716,499
	1 消防費	1,715,521	978	1,716,499
10 教育費		5,300,582	30,082	5,330,664
	1 教育総務費	1,921,407	9,336	1,930,743
	2 小学校費	592,317	5,196	597,513
	3 中学校費	537,474	3,638	541,112
	4 幼稚園費	136,521	300	136,821
	5 社会教育費	1,843,062	11,411	1,854,473
	6 保健体育費	269,801	201	270,002
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		6,271,475	0	6,271,475
歳 出 合 計		53,380,000	554,000	53,934,000

議案第140号

## 令和7年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,467,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日 提出

安曇野市長職務代理者  
安曇野市副市長 中山 栄樹

第 1 表 級入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		628,002	1,510	629,512
	1 他会計繰入金	556,902	1,510	558,412
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		8,837,636	0	8,837,636
歳 入 合 計		9,465,638	1,510	9,467,148

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		60,300	1,199	61,499
	1 総務管理費	39,191	1,199	40,390
4 保健事業費		175,818	311	176,129
	1 保健事業費	18,078	132	18,210
	2 特定健康診査等事業費	157,740	179	157,919
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		9,229,520	0	9,229,520
歳 出	合 計	9,465,638	1,510	9,467,148

令和7年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,456,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日 提出

安曇野市長職務代理者  
安曇野市副市長 中山 栄樹

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,349,884	311	2,350,195
	2 国庫補助金	616,925	311	617,236
4 支払基金交付金		2,688,956	48	2,689,004
	1 支払基金交付金	2,688,956	48	2,689,004
5 県支出金		1,450,941	155	1,451,096
	2 県補助金	78,705	155	78,860
8 繰入金		1,606,645	2,850	1,609,495
	1 一般会計繰入金	1,475,686	2,646	1,478,332
	2 基金繰入金	130,959	204	131,163
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		2,356,762	0	2,356,762
歳 入	合 計	10,453,188	3,364	10,456,552

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		128,829	2,491	131,320
	3 介護認定審査会費	103,847	2,491	106,338
3 地域支援事業		550,814	873	551,687
	1 介護予防事業	25,706	180	25,886
	2 包括的支援事業・任意事業費	146,145	693	146,838
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		9,773,545	0	9,773,545
歳 出	合 計	10,453,188	3,364	10,456,552

議案第142号

令和7年度 安曇野市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度安曇野市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度安曇野市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額） 出	（計）
第1款 水道事業費用	2,080,637千円	1,602千円	2,082,239千円
第1項 営業費用	2,009,437千円	1,602千円	2,011,039千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	157,433千円	1,039千円	158,472千円

令和7年12月19日 提出

安曇野市長職務代理者

安曇野市副市長

中山 栄樹

議案第 143 号

令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事変更請負契約について

令和 6 年 12 月 20 日に議決を得た令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事                     |
| 2 契約金額   | 変更前 424,600,000 円<br>変更後 438,680,000 円          |
| 3 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 5861 番地 2<br>猿田建設株式会社<br>代表取締役 猿田 真由美 |

令和 7 年 12 月 19 日 提出

安曇野市長職務代理者  
安曇野市副市長 中山 栄樹

議案第 144 号

安曇野市等公平委員会委員の選任について

下記の者を安曇野市等公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 安曇野市豊科 [REDACTED]  
氏 名 笠井 明

住 所 安曇野市豊科南穂高 [REDACTED]  
氏 名 宮井 麻由子

住 所 安曇野市明科南陸郷 [REDACTED]  
氏 名 金井 恒人

令和 7 年 12 月 19 日 提出

安曇野市長職務代理者

安曇野市副市長 中山 栄樹